

紀勢本線新宮白浜区間通勤モニター助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、紀勢本線活性化促進協議会新宮白浜区間部会(以下「部会」という。)部会長(以下「部会長」という。)が紀勢本線新宮白浜区間を鉄道利用した者に対し、予算の範囲内でその費用を助成する紀勢本線新宮白浜区間通勤モニター助成事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で、「紀勢本線新宮白浜区間通勤モニター(以下「モニター」という。)」とは、西日本旅客鉄道株式会社が発行する有効期間1カ月間のICOCA通勤定期券(西日本旅客鉄道株式会社が発行する切符の機能がある非接触型ICカードをいう。以下「定期券」という。)を用いて紀勢本線新宮白浜区間を定期券有効期間内に8回以上鉄道で通勤する者のことをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となるモニター(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 定期券購入日に満18歳以上の者
- (2) 第5条第1項に規定する交付申請期限までに有効期間1カ月の定期券を新たに購入した者
- (3) モニターアンケートに協力できる者

(助成金額)

第4条 助成金の額は、定期券を新たに購入した費用として、申請者1人につき45,580円を上限とする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、紀勢本線新宮白浜区間通勤モニター助成事業交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和9年1月29日までに部会長へ申請するものとする。

- (1) 定期券の購入を証する書類(領収書の写し等)
- (2) 定期券の写し(利用期間等の券面が確認できるものであり、かつ、いかなる加工、編集又は改ざんも行われていないものに限る。)
- (3) 本人確認書類の写し(マイナンバーカードの写し等)
- (4) その他部会長が必要と認める書類

2 部会長は、同一の定期券による重複申請その他の不正を防止するため、前項第2号の写し(次条の規定により送信する画像データを含む。)を作成するに当たり、申請者に対し、当該定期券の券面に署名又は特定の文字を記入した上で写しを作成するよう求めることができる。

(交付決定及び確定)

第6条 部会長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、助成金を交付すべきものと認めたときは、紀勢本線新宮白浜区間通勤モニター助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該交付申請を行った者に通知するものとする。

2 部会長は前項の交付決定をするに当たって、次の条件を付するものとする。

(1) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた会計年度終了後5年間保管すること。

(2) その他の助成金等による収入があった場合には、当助成金の全部又は一部を部会に返納させることがあること。

(3) 部会長が助成金の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、定期券の原本の提示又は提出に応じること。

(実績報告、額の確定及び助成金の支払い)

第7条 助成金の交付決定を受けた者がモニターを終了したときは、速やかに紀勢本線新宮白浜区間通勤モニター助成事業実績報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、部会長に提出しなければならない。

(1) 通勤実績表

(2) モニターアンケート

(3) その他部会長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、助成金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、報告を受けた日から起算して30日以内に申請者の指定する金融機関に口座振込により助成金を交付する。

3 額の確定は、前項の規定による助成金の支払いにより当該助成金の額の確定を行ったものとみなす。

(交付申請及び実績報告方法の特例)

第8条 第5条及び前条の規定にかかわらず、申請者は、助成金の申請及び実績報告を、部会長が別に定める電気通信回線を通じて送信する方法(以下「オンライン申請」という。)により行うことができる。

(交付決定の取り消し及び返還)

第9条 部会長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 助成金の交付決定の条件に違反したとき。

- (3) 助成金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 定期券の写し又は画像データの加工、編集、改ざん、他人の定期券の使い回し等、偽りその他不正な手段により助成金交付を受けたとき。
- (5) 第6条第2項第3号に規定する定期券の原本の提示又は提出の求めに応じないとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する